

平成 28 年度 政府に対する要望決議

- 一、東日本大震災で、下水道は壊滅的な被害を受けトイレが使用不能となった。南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、国土強靱化対策の一環として避難場所には浄化槽の設置を義務付けられたい

(環境省：浄化槽部会)

- 一、環境省は「保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性和作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に 1 回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」と示していることから、設置者に対する説明責任の指導強化を図られたい

(環境省：浄化槽部会)

- 一、浄化槽の維持管理は、経時的な管理や連携した維持管理が必要であると「廃掃法の解説」や通知で示されていることから、電子化により経時的かつ連携が図れる一元管理システムを徹底されたい

(環境省：浄化槽部会)

- 一、浄化槽送風機は停止後 3 日程で水質悪化することを踏まえ、公共用水域の水質保全の観点から、新設される浄化槽に対し、水質悪化がいち早く発見でき未然に防止できる送風機停止警報器常設に変更されたい

(国交省：浄化槽部会)

- 一、持続可能な污水处理システム構築に向け、今後の污水处理施設整備は 10 年程度で概成を目指すとされていることから、浄化槽で速やかに整備されたい

(国交省、環境省、農水省：下水道部会)

- 一、最高裁判決・平成 26 年 4 月 3 日（伊万里市）にあるように、市町村は下水道整備による既存業者への影響を考慮し、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、合理化事業計画に基づく支援を強く指導されたい

(環境省：適正処理推進部会)

- 一、同一区域内で複数の業者に区域を定めず許可を与えると、責任が不明確になり、一般廃棄物の適正処理に支障をきたすため、廃掃法第 7 条第 11 項の規定を「一般廃棄物の収集を行う区域を定めることとし、その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とされたい

(環境省：適正処理推進部会)

- 一、平成 19 年 9 月 7 日付け環境省通知で、事業系一般廃棄物について「市町村は、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物について総括的な責任を有するものとされている」としていることから、行政が排出から処分まで適正処理されたことを監視できる仕組みを制度化されたい

(環境省：循環資源推進部会)

- 一、一般廃棄物・産業廃棄物の区分について、廃棄物処理法第二条で「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と定義しているが、現状は市町村が処理できない一般廃棄物は産業廃棄物として処理されている

産業廃棄物処理業者が許可を持たない一般廃棄物を処理することは、廃掃法にも抵触することから、廃棄物の区分を明確にし、一般廃棄物は市町村の処理計画に基づき適切に処理が行われるようにされたい

(環境省：循環資源推進部会)

- 一、平成 27 年 5 月の下水道法改正の一部に下水道汚泥を燃料や堆肥として再生利用するよう努力義務が課せられたが、農地還元を前提としている農業集落排水処理施設から発生する余剰汚泥も同様に義務化されたい

(農水省、環境省：下水道部会・事業部会)

- 一、下水道クイックプロジェクトにおいて一般化された工場製作型極小規模処理施設を整備するにあたり、ビルトイン型の汚泥脱水機と密閉型完熟発酵機を常設し、地域の資源循環処理施設とされたい

(国交省：事業部会)